

国の重点支援地方交付金活用事業

加美町家庭用防犯カメラ設置費用補助金のご案内

犯罪の抑止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭用防犯カメラ等を購入、設置した方を対象に費用の一部を補助します。申請が、予算額に達した時点で終了いたします。

申請は2月2日(月)～

対象者

次の要件を満たす方

- (1)家庭用防犯カメラを設置する町内の住宅に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に登録がある方
- (2)町税の滞納がないこと
- (3)加美町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4)家庭用防犯カメラを設置する住宅等が補助金を受けようとする方又はその同居する親族の所有の方でない場合、当該住宅等の所有者の同意が得られていること

補助対象経費((2)、(3)のみでは、申請はできません)

- (1)家庭用防犯カメラ購入費用(ただし、ア～エの要件をすべて満たすもの)
 - ア 住宅等を撮影するもの
 - イ 24時間継続的に稼働するもの
 - ウ 撮影した画像を記録する装置やその機能を持ったもの
 - エ 令和7年4月1日以降に購入した新品のもの
- (2)家庭用防犯カメラを設置している旨の表示物
- (3)家庭用防犯カメラ設置費用

設置基準(すべて満たすこと)

- (1)住宅等の屋外に設置すること(敷地内の倉庫や車庫等含む)
- (2)不必要的個人の映像を撮影しないよう、住宅等の敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意すること
- (3)やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、隣家の居住者の承諾を得ること
- (4)家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと

補助金額

家庭用防犯カメラ等の購入費及び設置費(消費税込)の

1/2の額(100円未満は切り捨て)上限10,000円を限度とします

*補助金の交付は1世帯につき1回限りとなります

補助金の申請から交付までの流れ

1 家庭用防犯カメラ等を購入、設置

令和7年4月1日以降に購入、設置。新品であることを確認してください



2 補助申請書類の準備

- (1)申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2)補助対象経費の領収書
 - ①防犯カメラ等(申請者氏名、商品名、購入金額、購入日、購入店名が明記されているもの)
 - ②設置費用(申請者氏名、工事名、設置費用、設置日、設置業者名が明記されているもの)
- (3)家庭用防犯カメラの概要が分かる書類(取扱説明書等)
- (4)家庭用防犯カメラの設置後の写真
- (5)申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (6)補助金の振込先となる申請者の口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し



3 準備した補助申請書類の提出

加美町役場2階 危機対策課 又は 小野田支所、宮崎支所に提出

*申請書類提出確認後、家庭用防犯カメラの設置状況を確認いたします。



4 書類審査、補助金の口座への振込

*申請書受理後、振込まで1ヶ月程度お時間をいただきます。

注意

- ◎補助金を受けて設置した家庭用防犯カメラは、3年間は使用してください。
- ◎宮城県の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び「加美町家庭用防犯カメラ設置費用補助金交付要綱」に反し運用等をした場合は、補助金を返還していただく場合がございますので、特に、近隣住宅等のプライバシー保護の関係につきましては、十分な配慮とご協力をお願いいたします。
- ◎家庭用防犯カメラの訪問販売等による、悪質な詐欺行為に十分ご注意ください。

お問い合わせ 加美町危機対策課 電話番号:0229-63-5264

*国の「重点支援地方交付金」を活用しています。